

内閣府「第2回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」資料1

個別分野の規制改革の進展について

令和2年12月25日

事務局

前回のタスクフォース以降に進捗があった主な個別分野の規制改革は以下の通り。

① バイオマス：ばい煙測定に関する規制の見直し（大気汚染防止法）

- ・ 要望：大気汚染防止法では、一定規模以上の「伝熱面積」もしくは「燃焼能力」のボイラーは、同法の対象となるばい煙発生施設となる。バイオマスが低発熱量燃料であることに起因し、同出力の温水ボイラーを導入する場合、石油燃料のものと比較し伝熱面積が大きくなってしまい、同出力であるにもかかわらず伝熱面積の要件により規制対象となりやすく、コスト高に繋がっている。石油ボイラーとのコスト比較において公平さを欠くため、燃焼能力による規制にすべき。

<対応の方向性：環境省>

「バイオマスボイラーのばい煙規制に関して、環境保全の観点や自治体の対応状況等も加味し精査しながら、全国の自治体を対象とした実態把握や専門家による検討を令和2年度内に完了し、伝熱面積の要件を撤廃する。」

② バイオマス：温水ボイラーの圧力・伝熱面積規制の見直し（労働安全衛生法）

- ・ 要望：労働安全衛生法における温水ボイラーの構造規格の規制水準が欧州と比べて厳しく、また不合理な判断基準であるため、バイオマスボイラーの普及を阻害するとともに、新たな技術開発が進まない原因となっている。
 - ①現行法上、最高使用圧力と伝熱面積によって規制の適用区分が変わるが、規制の対象となる最高使用圧力の下限値が欧米と比較して低く、規制の対象範囲が幅広くなっているため、欧州と同様の水準まで緩和すべき。
 - ②規制適用区分の判断基準の一つとして、伝熱面積が設定されているが、安全性の判断基準として伝熱面積は適切でないため、別の判断基準(入力による区分もしくは欧州基準(容積と使用圧力の積))に変更すべき。

<厚生労働省の対応の方向性>

「温水ボイラーに係る労働安全衛生法上の規制区分については、海外規制（欧州や米国等）及びバイオマス温水ボイラーの特性について詳細調査を行った上で、専門家による技術的検討等を経て、令和3年夏までに、具体的な規制の見直しについて一定の結論を得る。」

③ 電気主任技術者の確保に向けた電気保安規制の見直し（電気事業法）

- 太陽光発電設備など再生可能エネルギーの発電所等の保守点検に必要となる電気主任技術者が、高齢化等により業界全体で人材不足に陥っている。そのため、専任義務や常駐義務、外部委託承認制度における実務経験年数等を緩和して、兼任や遠隔保守等が可能となるように柔軟に保安規制の見直しをすべき。

＜対応の方向性：経済産業省＞

「太陽光発電所における電気主任技術者の兼任要件や月次点検における遠隔監視システムによる現場点検の代替、外部委託承認制度における実務経験年数の短縮化に関して、専門家による検討を行っており、令和2年度内に所要の改正を目指す。」

④ ゴルフ場等の開発済み土地における環境影響評価手続きの緩和（環境影響評価法）

- 要望：一度開発された、人為的な影響の比較的高い地域（例：ゴルフ場や工場・倉庫跡地等の開発済み土地）は、開発による環境影響が比較的小さく、一定程度近隣住民の理解や環境との調和は達成されていると考えられるため、手続きの免除/省略を認めるべき。

＜対応の方向性：環境省＞

「現行制度上、論点をしぼったメリハリのある環境影響評価を実施することができるよう、環境影響の評価を行う項目は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することが可能。そのため、開発済み土地に関しては、「植物」や「騒音」「反射光」に対する影響評価項目などを省略することで手続きの簡素化を図ることができる。メリハリのある環境影響評価を進めるために、現在、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係る「ガイドライン」の作成に着手しており、事例収集や有識者検討会での議論、パブコメ等を経た上で、令和3年6月中に公表する。」

⑤ 所有者不明土地における再生可能エネルギーの利用（所有者不明土地法）

- 要望：所有者不明土地法上の地域福利増進事業（土地の利用権設定）に再エネ事業が該当する旨を何らかの形で明記すべき。これにより、該当自治体から固定資産課税台帳などの有効な情報が得られるようになると考えられる。

＜対応の方向性：国土交通省＞

「現行の「地域福利増進事業ガイドライン」について、「電気事業法による発電事業等の用に供する電気工作物（出力1,000kW以上等の要件を満たすもの）」の整備に関する事業に当たる場合に再エネ発電事業が地域福利増進事業の対象となる旨を具体的に明記する改訂を年内に行い、HP等にて周知する。」